

## 島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成30年 3月23日 島根県条例第17号〕</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>第6章 <u>雑則（第55条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（従業者の員数）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(6)～(8) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p style="padding-left: 2em;">（従業員の員数）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 栄養士_____ 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(6)～(8) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介</u></p>

5・6 〔略〕

第5条 〔略〕

(構造設備の基準)

第6条 〔略〕

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第45条第4項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条第1項の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第1項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 〔略〕

(2)～(8) 〔略〕

2 〔略〕

第7条～第15条 〔略〕

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 〔略〕

介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5・6 〔略〕

第5条 〔略〕

(構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条及び第45条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすることができる。

ア 〔略〕

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第45条第4項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 〔略〕

(2)～(8) 〔略〕

2 〔略〕

第7条～第15条 〔略〕

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、

<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>招集</u>して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 〔略〕</p> <p>第18条～第20条 〔略〕</p> <p>（<u>栄養管理</u>）</p> <p>第20条の2 <u>介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>（<u>口腔衛生の管理</u>）</p> <p>第20条の3 <u>介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>第21条～第28条 〔略〕</p>	<p>次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ _____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>召集</u>して行う会議 _____ _____ _____をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 〔略〕</p> <p>第18条～第20条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第21条～第28条 〔略〕</p>
---	---

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第30条 〔略〕

2 〔略〕

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条 〔略〕

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

〔新設〕

(7) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第30条 〔略〕

2 〔略〕

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 \_

〔新設〕

〔新設〕

第31条 〔略〕

(非常災害対策)

第32条 [略]

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 [略]

2 [略]

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) [略]

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) [略]

3 [略]

第34条 [略]

(掲示)

第35条 [略]

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条～第39条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(非常災害対策)

第32条 [略]

[新設]

(衛生管理等)

第33条 [略]

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会\_\_\_\_\_をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) [略]

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修\_\_\_\_\_を定期的実施すること。

(4) [略]

3 [略]

第34条 [略]

(掲示)

第35条 [略]

[新設]

第36条～第39条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める\_\_\_\_\_措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

<p>(3) <u>事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。</u></p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会 _____ 及び _____ 及び 従業者に対する研修を定期的に行うこと。 〔新設〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>
<p>(虐待の防止)</p> <p><u>第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。</u></p> <p>第41条～第43条 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第41条～第43条 〔略〕</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第44条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第44条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療</p>	<p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療</p>

院の設備構造の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア [略]

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条第1項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) [略]

(2)～(8) [略]

5 [略]

第46条 [略]

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) [略]

9 [略]

第48条～第50条 [略]

(運営規程)

第51条 [略]

院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア [略]

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条\_\_\_\_\_の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条\_\_\_\_\_の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) [略]

(2)～(8) [略]

5 [略]

第46条 [略]

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会\_\_\_\_\_を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) [略]

9 [略]

第48条～第50条 [略]

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) 〔略〕

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第52条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条 〔略〕

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

(1)～(7) 〔略〕

〔新設〕

(8) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第52条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。\_\_\_\_\_

〔新設〕

第53条 〔略〕

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条\_\_\_\_まで、第23条、第25条から第28条まで\_\_\_\_及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

いう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1～8 〔略〕

9 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第4号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

1～8 〔略〕

〔新設〕